

2019年11月26日

大阪市環境局長
青野 親裕 様

大阪市職員労働組合環境員支部
支部長 橋本

2020年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市においては、この間「市政改革プラン2.0」により、大幅な事務事業の見直しや、経営形態の変更、民営化への流れが具体化されている。

いずれも「仕事と人」の慎重な関係整理に基づき行われるべきであり、それに見合った要員配置が必要である。また、それらは、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、所属が適法に管理し、又は決定することができるものについて、次の点について申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう求めるとともに、次の通り申し入れる。

記

1. 2020年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
2. 新たに労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇にかかる総務省からの通知を踏まえた取り扱いが、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む実効あるとりくみを行うこと。
3. 「大規模災害」にかかる行政対応については、体制確保が困難な状況が明らかであり、実効性のある初動体制を確保すること。また、被災自治体への支援について、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
4. 育児休業等により欠員が生じた場合には、任期付職員制度をふまえ誠意をもって対応すること。
5. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。

また、現在導入されている「時差勤務」の実施状況、ならびに、本日時点における休業者数、2019年度末の退職予定者数を明らかにされたい。

以上